

市 協 第 2 1 号
平成 3 0 年 2 月 1 6 日

特定非営利活動法人 茨城人権擁護支援会
理事長 秋森 和美 様

下妻市市民協働課長

市民への説明の要請について

特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第 2 9 条の規定により、特定非営利活動法人は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に前事業年度の事業報告書等を所轄庁に提出する義務が定められています。

しかしながら、貴法人においては、平成 2 6 年度分（平成 2 6 年 9 月 8 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで）、平成 2 7 年度分（平成 2 7 年 4 月 1 日～平成 2 8 年 3 月 3 1 日分）、平成 2 8 年度分（平成 2 8 年 4 月 1 日～平成 2 9 年 3 月 3 1 日）の期間の事業報告書等について未だ提出されておらず、各年度 2 回にわたる文書督促を行った後も、当該書類が提出されておりません。

つきましては、別紙の「茨城県における特定非営利活動促進法の運用方針」に基づき、下記の通り自主的に市民への説明を実施するとともに、当該説明の実施内容について、下妻市まで文書により報告するよう要請します。

また、本要請文及び下妻市に報告いただいた文書につきましては、市民間の情報共有の観点から、下妻市ホームページに掲載し、公表します。

なお、3 年以上にわたって事業報告書等の提出がない場合には、N P O 法第 4 3 条第 1 項の規定に基づき、設立認証の取り消しの対象となることを申し添えます。

記

1 事業報告書等の未提出に係る文書督促状況

平成 2 6 年度分の文書督促 1 回目：平成 2 7 年 1 1 月 1 0 日付市協第 2 0 号
平成 2 6 年度分の文書督促 2 回目：平成 2 8 年 2 月 2 3 日付市協第 2 6 号
平成 2 7 年度分の文書督促 1 回目：平成 2 8 年 1 1 月 8 日付市協第 6 号
平成 2 7 年度分の文書督促 2 回目：平成 2 9 年 2 月 6 日付市協第 9 号
平成 2 8 年度分の文書督促 1 回目：平成 2 9 年 1 0 月 2 5 日付市協第 1 5 号
平成 2 8 年度分の文書督促 2 回目：平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日付市協第 1 8 号

2 市民への説明

(1) 市民への説明を要請する内容

- (ア) 事業報告書等の未提出の理由
- (イ) 今後の提出の予定

(2) 市民への説明の実施方法

市民への説明は、貴法人により自主的に実施されるべきものであり、実施方法については貴法人に委ねられます。参考までに実施方法の例を以下に記載します。

- ・ 貴法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の備え置き
- ・ 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- ・ 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施

なお、市民への説明の実施については市民への説明内容を記載した文書を下妻市に送付し、下妻市ホームページ上で公開することにより代替することも可能です。

下妻市ホームページ上で市民への説明を希望される場合には、その旨を添えた上で、下記(3)の期限までに下妻市へ市民への説明文を送付してください。

(3) 市民への説明実施の期限

平成30年3月9日

3 下妻市への報告

(1) 下妻市への報告方法

上記2の市民への説明の実施後、その内容について、下記の項目を文書にて報告して下さい。資料等がある場合には、適宜添付してください。

ア．市民への説明を実施した日

イ．市民への説明を実施した場所

ウ．市民への説明内容

なお、下妻市ホームページ上で市民への説明を行った場合には、下妻市への報告は必要ありません。

(2) 下妻市への報告期限

平成30年3月16日

4 送付書類一覧

- ・市民への説明の要請について(本通知文)
- ・茨城県における特定非営利活動促進法の運用方針について
- ・事業報告書等及びその他届出の未提出に係る対応について
- ・未提出書類一覧
- ・事業報告書等提出書記載例
- ・定款の変更手続きについて
- ・役員変更等の届出について

以上

〔問い合わせ及び提出先〕

〒304 - 8501

下妻市本城町二丁目 22 番地

下妻市役所市民協働課 市民協働推進係

T E L 0296-43-2114

F A X 0296-43-1960